



# 長野県報

11月29日(月)  
令和3年  
(2021年)  
第259号

## 目次

### 条例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)..... 2

### 規則

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録を受けた肥料等に係る報告に関する規則(農業技術課)..... 3

企業職員の給与に関する規定の一部を改正する管理規程(経営推進課)..... 3

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)..... 3

### 告示

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則第1条に基づく表示の廃止(農業技術課)..... 4

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)..... 4

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課)..... 4

公共測量の実施(3件)(建設政策課)..... 5

長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)等変更の届出(会計課)..... 6

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... 6

政治資金規正法に基づく政治団体の届出(選挙管理委員会)..... 7

政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)..... 8

政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出(選挙管理委員会)..... 15

政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出(選挙管理委員会)..... 16

政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)..... 16

政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出(選挙管理委員会)..... 17

政治資金規正法に基づく政治団体の届出の訂正の報告(選挙管理委員会)..... 17

### 公告

国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課)..... 18

県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施(農地整備課)..... 18

随意契約の相手方の決定(特別支援教育課)..... 18

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課)..... 19

道路交通法に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施(東北信運転免許課)..... 20

## 本号で公布された条例のあらまし

## ◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第34号)

- 人事委員会勧告に基づき、期末手当及び勤勉手当について改定したほか、所要の改正を行いました。
  - 一般職の職員の給与に関する条例  
期末手当の支給月数を0.15月引き下げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げました。
  - 特別職の職員の給与に関する条例  
一般職の職員との均衡を考慮し、期末手当の支給月数を0.05月引き下げました。
- この条例は、令和3年12月1日(一部の規定は、令和4年4月1日)から施行します。



一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年11月29日

長野県知事 阿部 守一

## 長野県条例第34号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の70」を「100分の65」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の60」を「100分の55」に改める。

第36条第1項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の55」を「100分の57.5」に改める。

第36条第1項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に、「100分の117.5」を「100分の115」に改める。

別表第6の福祉業務手当の項中「1,200円」を「1,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項、第6項及び第8項の規定は、令和4年4月1日から施行する。  
(実施規定)
- この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。  
(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。  
第4条の2第2項中「100分の165」を「100分の160」に改める。
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。  
第4条の2第2項中「100分の160」を「100分の162.5」に改める。  
(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
- 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。  
第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の165」を「100分の160」に改める。
- 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。  
第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の160」を「100分の162.5」に改める。  
(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)
- 任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。  
第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の165」を「100分の160」に改める。
- 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。  
第6条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の160」を「100分の162.5」に改める。

人 事 課